宮崎県機械技術センターの指定管理候補者の選定について

宮崎県商工観光労働部企業振興課

1 施設の概要

施設の名称	宮崎県機械技術センター					
所在地	宮崎県延岡市大武町39番地82					
設置年月日	昭和5	昭和54年4月1日 供用開始		F月日 昭和 5	旧 昭和54年4月1日	
設置目的	県内機械金属工業の振興を目的とし、県内企業を対象として、センター設備の利用並びに機械金属工業に係る知識及び技術の修得など、各種支援を行う。					
施設概要	敷地面積: 2,682.45 ㎡ 建築面積: 809.38 ㎡ (本館 540 ㎡、別棟 226.5 ㎡、その他 42.88 ㎡) 県有備品(機械設備等): 84 点					
	年度	技術指導(件)	技術相談(件)	設備利用(件)	依頼試験(試料)	
	元	262	4 0 6	286	194	
主な施設利用状況	2	3 4 1	3 5 2	3 5 2	981	
	3	3 1 2	3 6 2	3 8 2	1, 056	
	4	285	3 6 2	3 8 7	1, 474	
現在の管理運営方法	公益財団法人宮崎県機械技術振興協会が指定管理者として管理運営を 行っている。					

2 指定管理者公募の概要

	77.C1-11-3 V M.X			
募集期間	令和5年7月6日~令和5年9月7日			
	(1) 機械設備の利用に関する業務			
	(2) 施設及び機械設備の維持及び保全に関する業務			
七中年四本が行こ	(3) 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務			
指定管理者が行う	(4) 研究開発・新技術導入促進に関する業務			
業務の概要	(5) 材料試験及び検査測定に関する業務			
	(6) 使用料及び手数料の徴収に関する業務			
	(7) 上記の業務に付随する業務			
	(1) 住民の平等な利用が確保されること			
	(2) 事業計画書の内容等が、公の施設の効用を最大限に発揮するもので			
长力效理表面	あること			
指定管理者の	(3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであ			
選定基準	ること			

	(4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び		
	管理に関する能力を有するものであること		
	(5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等に配慮したものであること		
指定期間	令和6年4月1日~令和11年3月31日(5年間)		
指定管理料基準価格 (上限額)	年額68,761千円(5年間で343,805千円)		

3 審査方法等

> _	奋 宜刀					
		(書類審査	査)			
		・提出された申請書等について、県が募集要領に示した資格要件の適否を				
		審査する。				
		(指定管理候補者選定委員会による審査)				
		・外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会を開催する。選定委				
		員会では、書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテ				
	審査の流れ	ーション及びヒアリングを行い、審査を実施する。				
		(指定管理	理候補者選定会議による確認)			
		・県の施設所管部局等で構成する指定管理候補者選定会議を開催する。選				
		定会議では、指定管理候補者選定委員会の審査結果を、施設所管課にお				
		いて選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行う。				
		※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定				
↑ 11 C 日 C 医			工が間も返れる成が存在的は、 不べ 日本日本が間もであた) 5。			
		委員長	馬場 拓 (一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会 理事)			
			羽生 宗浩 (一般社団法人宮崎県工業会 事業担当課長)			
	指定管理候補者		田辺 聖三 (INOBECH協同組合 副理事長)			
	選定委員会	委員	西片 奈保子(国立大学法人宮崎大学 研究・産学地域連携			
委員		女只	推進機構 産学官連携コーディネーター)			
			白岩 寛之(独立行政法人国立高等専門学校機構			
			都城工業高等専門学校 機械工学科 教授)			
_						
		議長	ē			
	指定管理候補者	副議士	長 商工観光労働部次長			
	選定会議		商工政策課長			
	委員	委員	企業振興課長			
			行政改革推進室長			

	選定基準	審査項目	配点
審査項目・配点	①住民の 平等な利 用の確保	施設運営に関する基本方針並びに県が示 した管理の基準に対する理解及び対応	15
	②公の施 設の効用 を最大軍 に る事 画	次の業務に関する提案内容 (1) 設備の利用に関する業務 (2) 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務 (3) 材料試験及び検査測定に関する業務 (4) 研究開発・新技術導入促進に関する業務 指定管理者の業務に対する意欲 利用者サービスの向上に関する提案 施設目的・事業内容の周知及び利用者増への取組に関する提案 施設等の維持管理の適格性 利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 その他(施設の効用の発揮に対する提案等)	35
	③経費の 縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・ 提案	10
	④事業計 事業を実た理 た理力 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	必要な体制の確保(適正な組織、人員配置、責任体制) 職員の能力育成(研修体制) 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤 事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性 個人情報保護への対応 情報公開への対応 安全管理、危機管理への対応 その他(継続性・安定性に関する提案) 環境保全への対応 地域経済への配慮	35 5
		障がい者及び高齢者等の就労支援への対応	100
	合 計		100

4 審査結果等

一番且和7	14 .9			
申請者		公益財団法人宮崎県機械技術振興協会(延岡市)		
審査結果		・書類審査を行った結果、申請者は資格要件を満たしていると認められた。		
		・指定管理候補者選定委員会を令和5年9月27日に開催し、書類審査を通過した者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行った。 審査結果は次のとおりであり、最低基準点(委員合計500点満点の6割(300点))以上である。		
		公益財団法人宮崎県機械技術振興協会:422点		
		・指定管理候補者選定会議を令和5年10月12日に開催し、選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行った。		
		選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点(100点満 点の6割(60点))以上である。		
		公益財団法人宮崎県機械技術振興協会:81点		
	指定管理 候補者	公益財団法人宮崎県機械技術振興協会(延岡市)		
選定結果	選定理由	 選定委員会の審査において、採点結果が最低基準点を満たしていること、また、選定会議で審査結果は適当と確認したこと。 施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。 事業計画において、施設の利活用促進に向けた新たな提案がなされており、県内機械金属工業の振興への寄与が期待できること。 		
		< 新たな提案内容>		